

「新型コロナウイルス」緊急資金繰り支援資金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、影響を受けられた事業者様をご支援するため、「新型コロナウイルス」緊急資金繰り支援資金の取扱いを行っていますのでお知らせします。

制度概要

名称	長崎県緊急資金繰り支援資金
ご利用いただける方	長崎県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に起因して、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比で減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で減少することが見込まれる方
資金用途	設備資金、運転資金
ご融資限度額	1企業あたり3,000万円以内
ご融資期間	運転資金7年以内（うち据置1年以内） 設備資金10年以内（うち据置2年以内）
ご融資利率	年1.3%
保証料率	年0.45%～1.90% セーフティネット保証4号（20%以上の減少率要件）をご利用の場合年0.05% セーフティネット保証5号 （5%以上の減少率要件）をご利用の場合年0.00%
取扱店	当組合本支店
取扱期間	令和2年3月2日から当分の間

※お申込みに際しては、当組合および長崎県信用保証協会で所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

※詳しくは当組合の本支店窓口へお尋ねください。